

委員会提出議案第5号

広域連携による新型コロナウイルスワクチン接種加速化
に伴い必要となるワクチンの全量分配を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の
規定により提出する。

令和3年6月24日

西脇市議会文教民生常任委員会
委員長 浅田 康子

(理由)

ワクチン接種の加速化に向けた広域連携による接種計画が現実のものとなるよう、ファイザー社製ワクチンの全量を確保する必要があるため。

広域連携による新型コロナウイルスワクチン接種加速化に伴い必要となるワクチンの全量分配を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本県へ発令されていた3度目の「緊急事態宣言」も、6月20日をもって解除され、引き続き、7月11日までの間「まん延防止等重点措置」の対象とされたところである。

直近では、新規感染者数の減少が見られるものの、全国的に医療体制のひっ迫に予断を許さない状況であり、ワクチン接種が感染収束への切り札になると期待されている。

総理からは、7月末までを念頭に希望する高齢者の接種を終えられるように取り組むとの方針が示され、大規模接種センターでの接種が進むとともに、接種計画の前倒しが要請されている。

本市においては、医療従事者への接種を最優先とし、追って高齢者への接種を開始したが、要請どおり7月末までに完了する予定である。

そのような中、10月から11月にかけて接種が必要な国民、希望する方、全てを終えることを実現したいとの総理の発言を受け、早速、定住自立圏を形成する多可町とともに医師会等と接種計画の更なる加速化について協議を行った。

結果、西脇市多可郡医師会・薬剤師会、地元病院の深い御理解と多大なる支援を得ることができ、希望する全ての人への接種を9月末までに完了する接種計画及び接種体制の見直しを図るに至った。

よって、国におかれては、ワクチン接種の加速化に向けた自治体の広域連携による取組に対し、接種計画が現実のものとなるよう、下記事項について確実に対応することを強く要望する。

記

- 1 見直し後の接種計画に基づき必要となるファイザー社製ワクチンの全量を確保・分配すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月24日

西 脇 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（ワクチン接種担当）
内閣府特命担当大臣
（新型コロナウイルス感染症対策担当）



様